

2 0 2 2 年度実施方針

経済安全保障事業統括室
新領域・ムーンショット部
ロボット・AI部
IoT推進部
材料・ナノテクノロジー部
スマートコミュニティ・エネルギーシステム部

1. 件名： 経済安全保障重要技術育成プログラム

2. 根拠法

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第十五条第二号及び第九号

3. 事業の実施方針

NEDOは、「経済安全保障重要技術育成プログラムの運用・評価指針」（以下「運用・評価指針」という。）に基づき、事業を実施する研究推進法人として、本事業の研究開発の推進に係る業務を適切に行う。

4. 当該年度における実施内容

経済安全保障推進会議及び統合イノベーション戦略推進会議で取りまとめられる「研究開発ビジョン」に示される支援対象とする重要技術や重要技術となり得る要素技術等に関し、内閣府及び経済産業省は具体的な研究開発の構想を示す「研究開発構想」（以下「構想」という。）を策定し、NEDOに提示する。NEDOは、事業を実施する研究推進法人として、提示された構想等を踏まえて以下の対応を実施するための体制を整備の上、研究開発の推進に係る業務を行う。

① 公募

プログラム・ディレクター（以下「PD」という。）及びプログラム・オフィサー（以下「PO」という。）と協議の上、それぞれの研究開発課題に対し、NEDOの規程に基づき公募を実施し、適切な実施者を採択する。

② 契約の締結

「委託事業」であり、実施者と業務委託契約を締結する。

③ 予算の管理

本事業に関する予算の管理及び執行を適切かつ効率的に行う。

④ 研究開発の進捗管理

PD・POと協力し、事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要な報告を実施者に対して求め、進捗状況の把握に努める。

さらに、事業の進捗状況を踏まえ、実施者に対して、必要に応じて改善等の指導及び助言を行う。事業の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、経済産業省に速やかに報告するとともに、その指示を仰いだ上で、必要に応じて、実施者に対し改善等の指導を行うものとする。

5. 事業全体の予算規模

特定公募型研究開発業務勘定

125,000百万円（管理費含む。）

6. 事業の実施方式

6. 1 実施スキーム

N E D Oは、経済産業省の助言を踏まえ、重要技術の獲得を目指す比較的大規模な研究開発プロジェクト（以下「プロジェクト型」という）においてはP Dを任命し、構想における研究開発課題の進捗管理・評価等を推進する。また、研究開発プロジェクトの高度化を図り得る、あるいは、単独で重要技術となり得る要素技術等に関する研究開発（以下「個別研究型」という）においてはP Oを任命し、構想における研究開発課題の進捗管理・評価等を推進する。

6. 2 公募

(1) 掲載する媒体

「N E D Oホームページ」及び「e-Rad ポータルサイト」で行う。

(2) 公募開始前の事前周知

公募開始の1か月前には、N E D Oホームページで行う（緊急的に必要なものであって事前の周知が不可能なものを除く。）。本事業は、e-Rad 対象事業（研究開発を伴わない調査を除く）であり、事前周知の際、e-Rad 参加の案内も併せて行う。

(3) 公募時期・公募回数

P D・P Oと協議の上、構想に基づき、委託事業の公募を順次開始する。

(4) 公募期間

原則30日間以上とする。

(5) 公募説明会

川崎または東京近郊等にて開催する。ただし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、オンラインでの開催や公募説明会を開催しない場合がある。

6. 3 採択方法

(1) 審査方法

- ・ e-Radシステムへの応募基本情報の登録は必須とする。
- ・ 実施者の選定・審査は、公募要領に合致する応募を対象とし、書面審査（1次）、面接審査（2次）により実施する。
- ・ 審査は、N E D Oに設置する採択審査委員会により、本事業の目的の達成に有効と認められる実施者を選定する。
- ・ N E D Oはその採択審査委員会の結果を踏まえ、速やかに委託先を決定する。
- ・ 審査委員会は非公開のため、審査経過に関する問い合わせには応じない。

(2) 公募締切から採択決定までの審査等の期間

構想毎に適切な審査を実施するため、十分な審査期間を確保するものとし、公募時に設定する。

(3) 採択結果の通知

採択結果については、N E D Oから提案者に通知する。

(4) 採択結果の公表

採択した案件は、提案者の名称、研究開発テーマの名称等をN E D Oのウェブサイトにて公開する。

7. その他重要事項

(1) 評価の方法

運用・評価指針に基づき、PD・PO、経済産業省及び関係府省と連携して実施する。

(2) 複数年度契約の実施

構想に定める事業の実施期間内で、計画に沿った節目の年数を設定した複数年度契約を行う。
ただし、前項で定める評価の結果に基づき、契約期間中においても中止等とする場合がある。

(3) 知財マネジメントにかかる運用

「NEDO経済安全保障重要技術育成プログラムにおける知財マネジメント基本方針」に従ってプロジェクトを実施する。

(4) データマネジメントにかかる運用

「NEDO経済安全保障重要技術育成プログラムにおけるデータマネジメントに係る基本方針（委託者指定データを指定しない場合）」に従ってプロジェクトを実施する。

8. スケジュール

構想が公表された後、順次公募予告及び公募を実施する。

9. 実施方針の改定履歴

(1) 2022年10月、制定